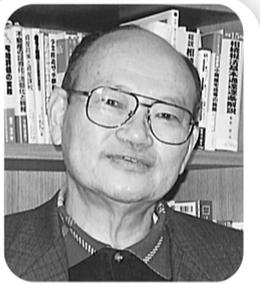


論壇

新会社法と税理士業務
— 中小会社会計基準の確立を —



早稲田大学大学院客員教授(専任)
日本税理士会連合会外部理事

品川芳宣

I 法人税の申告と会社法

税理士の本務は、税務代理(納税申告等の代理)にある(税理士法2条1項1号)が、その中でも法人税の申告代理が最も重要である。この場合法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、確定した決算に基づき確定申告をしなければならないが、この「確定した決算」は、会社法の定めに基づいた決算にほかならない。

大部分の税理士は、関与法人について会社法の定めに基づいて計算書類を作成し、その計算書類に基づいて法人税の申告を代理することになる。

したがって、税理士は税法の専門家であるとともに、会社法についても、少なくとも、計算書類の作成に係る会社法と会社計算規則の専門家である必要がある。このことは、税理士が会社法に定める「会計参与」に就任するか否かにかかわらず、必然的に生じることである。

法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

II 会社計算規則と企業会計基準

ところで、株式会社は、法務省令(会社計算規則)で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない(会社法432条1項)が、その会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされる(会社法431条)。

この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、旧商法32条2項に定めていた「公正ナル会計慣行」と同義であると解されている。したがって、右の「…企業会計の慣行」も、特定の会計基準を指すものではなく、文字どおり企業会計において醸成され

た健全な会計慣行を指すものと解される。また、中小会社については、元来、その会計構造が単純であり、計算書類の作成に当たる税理士の本務が税務代理にある(税法の専門家である)ことに鑑みれば、前述の「…企業会計の慣行」や会社計算規則も、中小会社向けの基本的なものを抽出すべきである。すなわち、中小会社に対しては、近年著しく複雑化している企業会計基準の適用は必要最小限度に留められるべきものと考えられる。

しかしながら、5月から施行された会社計算規則では、従来の商法における計算規定と異なって非常に詳細な規定を設けており、その内容も、平成に入ってから次いで新設されてきた企業会計基準に沿ったものが多い。しかも、同規則3条は、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない。」と定めている。

この3条の規定は、会社法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

この3条の規定は、会社法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

この3条の規定は、会社法431条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を示すものであるが、前述のように、会社法431条の規定が旧商法32条2項の規定と同旨であると解されているところ、当該立法趣旨とや趣を異にすることにもなりかねない。

III 平成14年商法改正の附帯決議

平成14年の商法改正は、中小会社会計に重大な転機をもたらしたが、此度の会社計算規則の内容をみると、その重大性がやや軽視されているように考えられる。この商法改正では、会社の計算規定が法律から省令に移管することになったが、そのことは、省令が容易に改正できることもあつ

て、複雑化してきた企業会計基準がそのまま省令に取り込まれ、中小会社に悪影響を及ぼすという懸念を生じさせた。そのため国会では、この商法改正に当たって、次のような附帯決議を行った。(衆議院の附帯決議)

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づき会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づき会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づき会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

IV 税理士業務と中小企業会計指針

中小企業会計指針の内容については、関係団体のそれぞれの方の差異を調整する必要があるのだが、理論的整合性よりも妥協的な面が強く、その評価も論者にとって異なることになろう。しかし、今、重要なことは、それらの批判ではなく、前述の国会の附帯決議の趣旨に則って中小会社に対して簡便で透明性のある会計慣行を定着させることである。

そして、そのようにして定着した会計慣行が、会社計算規則3条にいう「…一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」における「その他の企業会計の慣行」として認められることが重要である。そのようにするために、中小企業会計指針を運用すべきであり、同指針の内容に問題があれば、それを徐々に修正していくべきである。

冒頭に述べたように、税理士は、税法の専門家であるが、そのことは、公認会計士のような証券取引法会計の専門家でないことを意味する。1人の税理士又は公認会計士が、双方の専門家になりきることが極めて至難なことである。他方、中小企業会計には、会計基準について証券取引法会計のような専門性は必要なく、基本的に簡便な会計基準こそ重要である。そして、税法の専門家である税理士にも、そのような会計であれば十分対処できるはずである。しかも、今まで、税理士は、250万という会社の大部分を占める中小会社の会計を指導し、計算書類の作成に携わってきたところである。そうであるから、その税理士が戸惑うような会社計算規則や中小企業会計指針が存在するようになると、それこそ中小企業会計の危機となる。

ともあれ、今後の税理士業務においては、「会計参与」として会計の専門家となることも期待されているが、税理士本来の職務遂行においても、前述のような観点から中小会社の会計のあり方を明確にして行く必要がある。